

## イベントごみ集積場器材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの来場者が予想されるイベント会場において、ごみの散乱防止及びごみの減量化・資源化の促進を図るため、イベントごみ集積場器材(以下「器材」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しする器材)

第2条 器材とは、イベントごみ集積場器材一覧表(別表)に定めるものとする。

(貸出対象団体及び要件)

第3条 旭川市内に活動拠点を置く団体(宗教、政治関連団体及び企業が行う営業活動は除く)が主催するイベント・催事等で、その事業の目的から、器材を使用することでごみの散乱防止及びごみの減量化・資源化の促進が期待される場合に貸し出すものとする。なお、貸出しの申込みが重複した場合は、申込順により貸出先を決定する。

(貸出期間)

第4条 器材の貸出期間は、イベント・催事の初日の前日から、最終日の翌日までとし、原則5日間を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 本市におけるごみの減量資源化対策として公益上必要であることから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年4月1日条例30号)第7条に基づき、器材の貸出料は免除とする。ただし、ごみ箱(かご)に使用するごみ袋等は、貸出しを受けた者が負担する。

(申込み)

第6条 借受人は、旭川市クリーンセンターに予約状況の確認を行い、貸出しを受けようとする日の一週間前までに、イベントごみ集積場器材貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、イベントごみ集積場器材貸出承認・不承認通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により通知するものとする。

3 借受人は、前項で承認を受け交付された通知書に対して、市にイベントごみ集積場器材貸出許可請求書(様式第3号)を提出するものとする。ただし、借受人が国若しくは他の地方公共団体その他公共団体である場合はこの限りではない。

4 借受人は、使用状況報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)を器材の返却と同時に提出するものとする。

5 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、器材の貸出しを承認したときは、イベントごみ集積場器材貸出台帳(様式第5号。以下「台帳」という。)に必要事項を記載するものとする。

(借受け・返却)

第7条 器材は、原則として借受人自らが市の指定する場所で借り受け、返却するものとする。ただし、緊急の場合等で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 借受人は、器材を使用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 器材は、申請した利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 器材の取扱いにあたっては、使用上の注意を守り、安全に十分注意すること。
- (3) 集積場テント内で火気の使用はしないこと。
- (4) 器材に異常がある場合、旭川市クリーンセンターに報告し、その指示に従うこと。
- (5) 器材を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 器材を営利目的に利用しないこと。
- (7) 器材の使用後は、使用物品の点検を行い、雨天時の使用や洗浄等で濡れた場合は水分を拭き取り、汚れは取り除くこと。
- (8) 器材を貸出期間の満了の日までに指定された場所に返却すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、貸出しを行った器材を市が緊急に使用する必要が生じたとき、又は借受人が前条の規定に違反したときは、器材の貸出しの承認を取り消し、器材を返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第10条 借受人は、器材を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災による被害等で借受人にその責がないと認められる場合は、この限りでない。

(使用中の事故等)

第11条 器材の使用により使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害その他器材の使用中に発生した事故等については、借受人の責めに帰するものとし、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

イベントごみ集積場器材一覧表

物品名	規格・用途等	物品名	規格・用途等
集積場テント	ワンタッチテント 360×240 (高さ)260～296	横断幕	分別ステーション用 40×220
横幕（三方幕）	3枚1セット 360×1枚 240×2枚	のぼり	啓発用 45×150
キャリー台車	テント運搬用 (底部 48×55) ×130	のぼり用ポール	啓発用 161～300 2段スライド式
分別ごみ箱（かご）	白色角型 (一辺 36.4 正方形) × (一辺 44.5 正方形) × 91	のぼり用スタンド	プラスチック製 注水式 36×36×20
ポリ容器(700)	食べ残し分別用 50.7×55.5	腕章	啓発用 青色 10×43
プラスチック製ざる	食べ残し分別用 45×19.5	ほうき・ちりとり	清掃用
プラスチックケース	割り箸分別用 38×47×28	火ばさみ	清掃用

(単位 cm)